

諮問番号：令和2年（処分）諮問第3号

答申番号：令和3年答申第3号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した、処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による住居確保給付金不支給処分についての令和2年8月11日受付審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、原処分を維持することが妥当であるという、審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は、妥当である。よって、本件審査請求は棄却することが相当である。

### 第2 事実の経過

- 1 審査請求人は、令和2年6月9日、生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給申請を行った。
- 2 処分庁は、令和2年6月23日、給付金を不支給とする処分（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人に対し、住居確保給付金不支給通知書を送付した。
- 3 令和2年8月11日、審査請求人は、西宮市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- 4 令和2年11月25日、審査庁は、原処分維持が妥当であるとする旨の意見を付し、審理員意見書及び事件記録を添付して本審査会に諮問した。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

処分庁は、審査請求人の世帯の収入の合計額が収入基準額を上回っていたため、本件処分を行ったとしているが、市に収める税金額が多く、生活が苦しい。

#### 2 審査庁の主張

審査請求人の収入基準額が△△△△円であるのに対し、審査月の収入額は〇〇〇〇円である。

審査請求人は、生活困窮者自立支援法施行規則第10条第3号に該当しないことから、給付金の支給対象となる生活困窮者に当たらないため、本件処分には違法又は不当な点はない。よって、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 2 理由

(1) 給付金は、生活困窮者のうち生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第3条第3項に規定するものであって、「厚生労働省令で定めるもの」に対して支給するものであり、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第10条において、当該「厚生労働省令で定めるもの」は、同条各号のいずれにも該当する者であると規定されている。

そして、同条第3号において収入要件を規定しており、これに該当する者でない場合には、法第6条第1項に規定する「厚生労働省令で定めるもの」に該当せず、給付金の支給は受けられないこととなる。

(2) そこで、審査請求人が収入要件を定めた規則第10条第3号に該当しないと処分庁が判断した点について、その違法性又は不当性の有無を検討する。

規則第10条第3号は、申請日の属する月における生活困窮者の世帯の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。以下同じ。）を合算した額以下であることを収入要件としている。

生活困窮者自立支援制度については、厚生労働省からその事務についてまとめられた生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルが発出されており、処分庁においては、当該マニュアルに準拠して事務を行っているところ、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和2年7月3日 第7版）」（以下「マニュアル」という。ただし、本件処分時においては、同第6版により審査すべきところ、以下のマニュアル記載事項については、第6版の記載事項と齟齬はないため、マニュアルの記載事項に従うものとする。）によれば、収入の額については、就労等収入及び公的給付等をその範囲とするとされている（マニュアル第7-2（1）エ③ロ）。

また、就労等収入について毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計することとし、公的給付等については、複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定することとされている（マニュアル第7-2（1）エ③ハ）。

したがって、弁明書添付の証拠書類（4）から（9）までによれば、審査請求人の申請日の属する月である令和2年6月の収入の額を〇〇〇〇円と算定したことは妥当である。

次に、基準額については、市町村民税均等割額が非課税となる者の収入額の1/12の額であるとされている（マニュアル第7-1（1）④）ことから、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額は、

△△△△円であることに争いはない。

以上から、申請日の属する月における生活困窮者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額を超えることとなるため、審査請求人は、規則第10条第3号に該当する者ではないといえる。

- (3) この点、審査請求人は、税金額が多いこと及び現在無職であることを主張するが、これらの点については、上記収入要件の算定に関し、法、規則及びマニュアルにおいて考慮されていないことから、上記判断に影響を及ぼすものではない。
- (4) 以上の点から、処分庁が審査請求人について、規則第10条第3号に該当しないことを理由として、本件処分を行ったことにつき、何ら違法又は不当な点はない。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審査請求人の主張について

処分庁は、審査請求人の世帯の収入の合計額が収入基準額を上回っていたため、本件処分を行ったとしているが、市に収める税金額が多く、生活が苦しいとして、本件処分の取消しを求めて審査請求をしたものと認められる。

### 2 本件処分の違法性又は不当性について

- (1) 給付金は、生活困窮者のうち法第3条第3項に規定するものであって、「厚生労働省令で定めるもの」に対して支給するものであり、規則第10条において、当該「厚生労働省令で定めるもの」は、同条各号のいずれにも該当する者であると規定されている。

そして、同条第3号において収入要件を規定しており、これに該当する者でない場合には、法第6条第1項に規定する「厚生労働省令で定めるもの」に該当せず、給付金の支給は受けられないこととなる。

- (2) そこで、審査請求人が収入要件を定めた規則第10条第3号に該当しないと処分庁が判断した点について、その違法性又は不当性の有無を検討する。

規則第10条第3号は、申請日の属する月における生活困窮者の世帯の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額以下であることを収入要件としている。

生活困窮者自立支援制度については、厚生労働省からその事務についてまとめられた生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルが発出されており、処分庁においては、当該マニュアルに準拠して事務を行っているところ、マニュアルによれば、収入の額については、就労等収入及び公的給付等をその範囲とするとされている(マニュアル第7-2(1)エ③ロ)。

また、就労等収入について毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計することとし、公的給付等については、

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定することとされている（マニュアル第7-2（1）エ③ハ）。

したがって、弁明書添付の証拠書類（4）から（9）までによれば、審査請求人の申請日の属する月である令和2年6月の収入の額を〇〇〇〇円と算定したことは妥当である。

次に、基準額については、市町村民税均等割額が非課税となる者の収入額の1/12の額であるとされている（マニュアル第7-1（1）④）ことから、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額は、△△△△円であることに争いはない。

以上から、申請日の属する月における生活困窮者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額を超えることとなるため、審査請求人は、規則第10条第3号に該当する者ではないといえる。

（3）なお、審査請求人は、本件処分に対し、市に収める税金額が多く、生活が苦しいと主張するが、それぞれの主観や生活状況等により、住居確保給付金の基準額が低いかどうかという意見や評価が有り得るとしても、客観的に収入基準額を超えていることが明らかである以上、公平性の観点からも、本件処分を否定する理由にはならないと言わざるを得ない。

（4）以上の点から、処分庁が審査請求人について、規則第10条第3号に該当しないことを理由として、本件処分を行ったことにつき、何ら違法又は不当な点はない。

## 第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
令和2年11月25日	—	諮問書を受理
令和3年1月20日	第25回審査会	諮問内容の検討
令和3年3月4日	第26回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けた協議
令和3年3月30日	第27回審査会	答申案の審議
令和3年6月10日	—	答 申

西宮市行政不服審査会

会長 藤 本 久 俊  
 委員 近 藤 剛 史  
 委員 前 田 雅 子